

# 沖縄国際物流ハブ活用推進事業（認知度向上）公募要領

沖縄県では「平成 29 年度 沖縄国際物流ハブ活用推進事業」の一環として実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

なおこの公募は、平成 29 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続であり、県議会において当初予算案が否決された場合、または今後予定されている沖縄振興特別推進交付金に係る国からの交付決定（以下「交付決定」という。）がなされなかった場合、契約を締結できないことがありますのでご留意願います。

## 1 事業目的及び事業内容、期間

沖縄県では、沖縄国際物流ハブの機能を活用したアジア各地域で開催される見本市や物産展への出展等を実施し、県産品の認知度向上をと県内事業者の商流構築を支援するため、業務を行います。尚、業務の詳細は、沖縄国際物流ハブ活用推進事業（認知度向上）企画提案仕様書を御覧下さい。

## 2 事業期間

1 年間（契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日）

## 3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

〈地方自治法施行令〉

第 167 条の 4 第 1 項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (4) 業務進捗状況や内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (5) 業務を実施するための、十分な人員体制を有するものであること。
- (6) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
  - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - ② 共同企業体の構成員は上記応募資格(1)、(2)、(5)の要件を満たす者であること。
  - ③ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(3)及び(4)の要件を満たす者であること。
  - ④ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
  - ⑤ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
- (7) 1 提案者(共同企業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体)につき、1 つの業務

に対する提案は1件であること。

#### 4 提案内容の要件

企画提案仕様書を御覧下さい。なお、本企画提案公募では、2件の業務について公募を行っており、複数の業務に応募することは可能ですが、業務を実施するための十分な人員体制を有する必要があること及び業務毎に経理を明確に区分する必要があることに留意してください。

#### 5 応募の手続き（スケジュール）

公募期間	仕様書等に疑義がある場合、質問書[様式1]を記入し、電子メールにより提出してください。 <a href="mailto:aa050075@pref.okinawa.lg.jp">aa050075@pref.okinawa.lg.jp</a>
平成29年 3月3日(金)～ 3月22日(水) 正午まで	① 質問受付 平成29年3月3日(金)～3月10日(金) 正午 ② 質問提出先 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 ※回答はアジア経済戦略課HP本公募に係るページにて掲載します。 <a href="http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kokusaiibutsuryu/index.html">http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kokusaiibutsuryu/index.html</a>
公募説明会	日時：平成29年3月6日(月) 14:00～14:30
平成29年 3月6日(月) ※希望者のみ	場所： 南部合同庁舎5F第1会議室 ※参加希望の事業者は、3月3日正午までにメールにて会社名と参加者のお名前をご報告ください。会場の都合上、参加できるのは1社2名までとさせていただきます。 <a href="mailto:aa050075@pref.okinawa.lg.jp">aa050075@pref.okinawa.lg.jp</a> (参考)3月15日(水)13:00～@県産業支援センターにて、28年度本事業の県民向け報告会を開催します。詳細は本要領P4を御確認ください。
提案書提出期限	応募書類等の提出は、持参又は郵送(簡易書留)により提出してください。なお、郵送の場合は提出期限必着とします。
平成29年 3月22日(水) 正午まで	(提出先) 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 販路開拓班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁8階) 電話番号 098-866-2340 FAX番号 098-866-2526
評価委員会	沖縄国際物流ハブ活用推進事業：3月27日(月) 13:00-15:00
2次審査として 各応募者から 提案書に沿って 内容説明をお願い します。	※詳細な時間帯は書類審査(1次審査)のうへ23日(木)午前中までにメールにて御連絡します。なお、応募企業数によっては時間帯が変更になる可能性がありますのでご了承ください。 場所： 沖縄県庁9F第5会議 備考：1応募者から3名までの参加とさせていただきます。 ・説明時間10分以内、質疑5分程度を想定しています。 ・説明は提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とします。 ・紙資料による説明とし、プロジェクター等は使用しません。

## 6 提出書類及び必要部数等

下記様式2～7、その他資料を一連にして8セット（原本1部、コピー7部※すべて片面印刷）作成し、各セットの間には、インデックスで間切りを入れたうえで、長辺左側に穴を空け、可能な限り1冊のパイプ式にまとめて綴って提出すること。パワーポイント等により資料を添付する場合、A4縦になるよう作成すること。

- (1) 企画提案応募申請書[様式2]
- (2) 企画提案書※1[様式3]
- (3) 会社概要表[様式4]
- (4) 積算書※2[様式5]
- (5) 事業計画[様式6]
- (6) 実績書[様式7]
- (7) その他提案に関する資料(様式任意)

一連にして8セット（片面）作成し、それらをなるべく1冊のパイプ式ファイルに綴って提出すること。  
様式2は原本1部を押印（代表印）し、他はそのコピーを用いること。

※1 企画提案書には要点を記載し、詳細は(8)で添付すること。全てを「別添参照」とすることは不可なので留意すること。

※2 積算書の費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価を記載すること。

- 直接人件費
- 直接経費（旅費、印刷製本費、広告料、使用料及び賃借料、消耗品費等）
- 一般管理費（応募社規定によるが、内訳を説明すること。内訳を説明し難い場合は、（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10% とすること。）
- 再委託費（外注になるか再委託かは、業務の内容に応じて各社で判断すること。再委託が可能な範囲等は仕様書を確認すること。）
- 消費税（旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。）

## 7 受託事業者の選定

### (1) 選定の方法

- ① 沖縄県商工労働部内に設置する評価委員会において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。
- ② 提案内容の審査は、提出された書類に基づく書類審査を行い（1次審査）、1次審査に合格した事業者を対象に、評価委員会において応募者によるプレゼンテーション審査を行う（2次審査）。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。
- ③ 評価委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- ④ 評価委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
- ⑤ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

### (2) 主な評価項目（予定）

- ① 業務に関する専門的知見（県産品の海外販路拡大に関する現状・問題点の認識、

沖縄の国際物流機能の活用等)

- ② 提案内容（県産品の輸出拡大や県産品販路拡大、定番商品の増加等を図る上での戦略と具体的取り組み内容）
- ③ 業務執行能力（実施体制の適切性、実務経験、企業体力）
- ④ 積算内容（積算の適切性、効率性）

## 8 委託契約について

本事業は国庫補助を受けて沖縄県が実施する事業であり、委託契約については、国からの交付決定後に行います。従って、委託業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがあります。

## 9 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（下記条文（抜粋）参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (5) 受託事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価・決定するため、具体的な内容と進め方は、県と受託事業者間で協議のうえ実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、その支出した額を契約額の範囲内で支払う。なお、契約締結後、委託費の一部（3割以内）について概算払請求を行うことができる。
- (7) 契約手続に関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (8) その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

(参考)

下記日程により、平成28年度に本事業で実施した各事業の報告会を実施します。提案の参考になると思いますので、お申し込みのうえご参加ください。

- ・平成28年度県産品海外販路拡大事業 報告会

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/asia/kikaku/documents/kaigaimihonichi.html>

- ・日時：平成29年3月15日（水）13：30－16：30
- ・場所：沖縄県産業支援センター1F展示室
- ・お申込み：沖縄県産業振興公社 / 担当：濱元・金城(美)  
TEL：098-859-6238 MAIL：okinawahub@okinawa-ric.or.jp

**【担当】** 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階  
沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 販路開拓班（池原、渡久地、下地）  
TEL:098-866-2340 FAX:098-866-2526 MAIL：aa050075@pref.okinawa.lg.jp

〈沖縄県財務規則〉

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。